

# 長崎県立大学教員評価委員会規程

〔平成20年4月1日〕  
規程第5号

改正 平成27年3月3日規程第12号  
改正 平成28年3月23日規程第21号  
改正 令和元年12月24日規程第9号  
改正 令和2年2月4日規程第3号  
改正 令和5年2月21日規程第1号

## (設置)

第1条 長崎県立大学学則(平成20年規則第1号)第14条及び長崎県立大学の教員評価の実施に関する基本方針に基づき、長崎県立大学に教員評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

一部改正[平成27年規程第12号、令和5年規程第1号]

## (目的及び業務)

第2条 委員会は、長崎県立大学に勤務する教員の活動を評価するため、次の各号の業務を行う。

- (1) 全学部に共通する評価方針の検討
- (2) 評価の実施に係る学部間の調整
- (3) 全学部に共通した観点からの評価結果の検討
- (4) その他、長崎県立大学にかかる教員評価に関すること

## (意見)

第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

追加[平成27年規程第12号]

## (組織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる者(以下、「委員」という。)で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(教育担当)
- (3) 副学長(研究担当)
- (4) 学部長
- (5) 大学事務局長
- (6) シーボルト校事務局長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教員の中から学長が指名した者

一部改正[平成28年規程第21号、令和元年規程第9号、令和5年規程第1号]

## (任期)

第5条 前条第7号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加[平成27年規程第12号]  
一部改正[令和5年規程第1号]

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長は、あらかじめ指名した委員に、その職務を代理させることができる。

(学部委員会)

- 第7条 各学部に、当該学部における次に掲げる業務を行うために学部委員会を置く。
- (1) 教員評価調査票に基づく教員評価
  - (2) その他、教員評価に関すること
- 2 学部委員会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 学部長
  - (2) 専攻長
  - (3) 学科長
  - (4) 担当課長
  - (5) 必要により教員の中から学部長が指名した者
- 3 前項第2号に掲げる委員については、経営学部委員会、地域創造学部委員会及び国際社会学部委員会においては地域社会マネジメント専攻長若しくは同副専攻長とし、情報システム学部委員会においては情報工学専攻長とし、看護栄養学部委員会においては人間健康科学専攻長とする。
- 4 第2項第4号に掲げる委員については、経営学部委員会及び地域創造学部委員会においては大学事務局企画広報課長とし、国際社会学部委員会、情報システム学部委員会及び看護栄養学部委員会においてはシーボルト校事務局総務企画課長とする。
- 5 第2項第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 学部委員会に学部委員長を置き、学部長をもって充てる。
- 7 学部委員長は学部委員会の会務を総理する。

追加[平成28年規程第21号、令和2年規程第3号]

(意見の聴取)

- 第8条 委員長は、必要ある時は関係する教員又は事務職員等を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 2 学部委員長は、必要ある時は関係する教員又は事務職員等を学部委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

一部改正[平成28年規程第21号、令和2年規程第3号]

(報告)

- 第9条 委員長は、必要に応じて、委員会の審議内容等について理事長に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 学部委員長は、必要に応じ、学部委員会の審議内容等について学長に報告し、指示を受けるものとする。

一部改正[平成28年規程第21号、令和2年規程第3号]

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局企画広報課において行う。

2 学部委員会の事務は、経営学部及び地域創造学部の委員会については事務局企画広報課が行い、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部の委員会についてはシーボルト校事務局総務企画課が行う。

一部改正[平成28年規程第21号]

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会及び学部委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第12号、平成28年規程第21号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第12号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月23日規程第21号）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則（平成27年3月24日規則第7号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第3号及び第7条の規定は適用しない。

附 則（令和元年12月24日規程第9号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月21日規程第1号）

この規程は、令和5年2月21日から施行する。